

## 大垣市生活困窮者支援調整会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 大垣市生活困窮者自立相談支援事業の円滑な推進を図るため、大垣市支援調整会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (業務)

第2条 会議の所掌業務は、次のとおりとする。

- (1) 本事業における相談者への支援計画(以下「プラン」という。)の妥当性について確認を行うこと。
- (2) プランについて必要な修正を行うこと。
- (3) プランに基づく支援の評価並びに今後の支援に当たっての支援方針及び各機関の役割について確認を行うこと。
- (4) 本事業の推進において、不足している社会資源について、地域の課題として認識し、その解決について検討し、開発を図ること。

### (組織)

第3条 会議は、総括者及び構成員をもって構成する。

2 総括者は、大垣市福祉事務所長をもって充てる。

3 総括者に事故があるとき、又は総括者が欠けたときは、総括者があらかじめ指定する構成員がその職務を代理する。

4 構成員は、次に掲げる機関(以下「構成機関」という。)の関係者とする。

- (1) 大垣公共職業安定所
- (2) 大垣市生活支援相談センター
- (3) 社会福祉法人大垣市社会福祉協議会
- (4) 大垣市福祉事務所(社会福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、保育課)
- (5) 介護保険課
- (6) 大垣市子育て総合支援センター
- (7) その他の関係機関

### (会議)

第4条 支援調整会議は、必要に応じて、総括者が開催する。

2 支援調整会議(以下「会議」という。)は、生活支援相談センターが招集する。

3 総括者は、必要があると認めるときは、会議に必要な構成機関の関係者のみを招集し、開催できるものとする。

4 総括者が必要と認める場合は、構成員以外の者に対し、会議に出席を求め意見を聴くことができる。

5 会議及び会議の資料は非公開とする。

### (秘密の保持)

第5条 構成員及び前条第4項により会議に出席した者(以下「構成員等」という。)は、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。

2 構成員等は、会議の資料を関係者以外に情報が漏れないよう厳重に管理しなければならない。  
(事務局)

第6条 支援調整会議の円滑な事務処理を期するため、大垣市生活支援相談センター内に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、総括者と構成機関が協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。